

## 青森地域広域事務組合消防本部からのお知らせ

ガソリンを購入される皆様への本人確認等が必要になりました。

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受けて、令和2年2月1日からガソリンスタンドにおいて、ガソリンを携行缶で購入する皆様へ

- ① 「本人確認（運転免許証の提示など）」
- ② 「使用目的の確認」を行うとともに、
- ③ 「販売記録の作成」をすることになりました。

### ⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器      ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

#### ！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



ガソリンの適正な使用を徹底するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

青森地域広域事務組合消防本部予防課危険物保安チーム

Tel (017) 775-0853